

みなさまのプラスに。



地盤保証 **安住**

**PLUS**

マイホームの安心を  
“足もと”から保証！

地盤保証業務20年の実績  
100% (最大5,000万円) 保証  
大手損保会社の付保証明付

表面波探査法による地盤調査の結果に基づいて適切な地業・地盤対策・改良工事  
基礎の設計・施工を行ったにもかかわらず、不同沈下が発生し建物に障害が生じた場  
合、地盤と建物の修復工事を行います。

調査方法：表面波探査法による地盤調査

保証対象：木造・軽量鉄骨造3階建以下の建物  
(工場・倉庫を除きます)

延床面積1,000㎡以下・軒高10m以下

※ビイック㈱による解析・判定に則って設計・施工を  
行った物件に限ります。

保証料：¥30,000

10年一括/5,000万円

NPOの100%保証



地盤保証 **安住**

**PLUS** 大きな安心をサポート



### NPO法人の保証

当NPO(特定非営利活動法人)は、現在70社を超える地盤調査会社(法人会員)で構成されて  
います。たとえ会員企業が倒産したとしても、NPO法人は支障なく運営していくことができます。



### 大手損害保険会社の付保証明書を物件ごとに発行

当NPOは、大手損害保険会社と10年一括保険契約を締結し、10年間資力の心配なく地盤保証  
が行える仕組みを構築しました。  
物件ごとに地盤保証書とともに大手損害保険会社との保険契約が存在することを証明する  
「付保証明書」を添付致します。



### 基礎着工日から保証開始

地盤調査と同時に申し込み頂くことで、基礎着工時から地盤保証が開始します。  
建築中の不同沈下に対しても保証が適用されます。



### ビルダー様倒産時はお施主様へ保証

保証期間中に被保証者様(住宅供給業者様)が倒産した場合には、対象物件の供給を被保証者  
様に発注された方(お施主様)に対して、引き続き保証が引き継がれます。



みなさまのプラスに。



地盤保証 **安心**

**PLUS**

## 【地盤保証の概要と手続きの流れ】

### 1. 地盤保証にご加入できる方

地盤保証「PLUS」は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)上の瑕疵担保責任を負う住宅供給者様(引渡業者様)または店舗・事務所の供給者様(引渡業者様)がご利用することができます。1物件ごとのご加入となります。

### 2. 対象物件

木造または軽量鉄骨造で地上3階・地下1階までの建物、かつ軒高10m以下、延床面積1000㎡以下の新築建物が対象となります。店舗・事務所も対象となります。ただし、工場・倉庫はご加入いただけません。詳細はお問合せ下さい。

### 3. 地盤調査

地盤保証「PLUS」のご利用にあたっては、NPO住宅地盤診断センター会員企業が行う表面波探査法による地盤調査(支持力・予測沈下量調査)が必要となります。また、地盤調査報告書には、ビイック株式会社による基礎考察が添付されている必要があります。さらに、基礎考察に従った内容の設計・施工を行っていただくことが保証の条件となります。

なお、適切な地盤調査を行うために障害となる要因がある場合、障害要因を排除した後に地盤調査を行う必要があります。

※障害要因の例: 既存構造物が存在する場合、調査後に盛土・切土・埋戻しなどの造成予定がある場合、樹木を抜く場合、建物配置内にコンクリートが存在している場合、埋設物を掘り起こす場合、など。

### 4. 手続きの流れ

#### ①地盤保証のお申込み

NPO住宅地盤診断センター正会員企業へ地盤調査とともにお申込み下さい。



#### ②地盤調査報告書の基礎提案、基礎考察に従った地業または地盤対策(補強)工事の実施

基礎考察の中で「表面波探査法による再度の地盤調査が必要」と明記された物件については、地業または地盤対策工事後に、表面波探査法による再調査(効果確認)が必要となります。



#### ③「地盤対策(補強)工事報告書」のご提出 ※地盤対策(補強)工事が必要と判定された物件のみ

地盤対策(補強)工事が必要と判定された物件については、地盤補強工事専門業者に工事をご依頼下さい。一部の工法を除き、指定工事会社制は採用しておりません。但し、小口径鋼管杭等一部の工法については、工事実施前に当NPOと工事施工業者様との間で、施工責任についての覚書を取り交わすことが必要となります。



#### ④「地盤保証書発行申請書」のご提出

地盤保証「PLUS」の保証は基礎着工時点から開始し、引渡日から満10年間経過した時に終了します。引渡日が決定次第、「地盤保証発行申請書」をご提出下さい。

※着工後に地盤保証のお申し込みをいただいた場合、保証は引渡日から開始となります。



#### ⑤「地盤保証書」プラス「付保証明書」の発行

保証書および付保証明書が到着したら、内容をご確認の上、加入者である住宅供給者様(引渡業者様)において、紛失しないように大切に保管して下さい。

※地盤保証書の発行には、事前に地盤保証料のお支払いが完了している必要があります。

### 保証団体

特定非営利活動法人 NPO住宅地盤診断センター (2003年内閣府認証:府国生第568号)

### お問合せ